



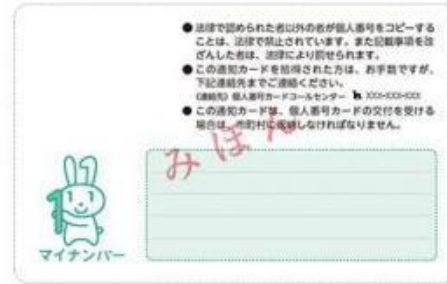
## ◆通知カード廃止について

- 法令の改正により、通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。  
廃止後は下記1の手続きができませんのでお知らせします。

### 通知カードの様式



【おもて面】



【うら面】

### ○通知カード廃止後の取扱い

#### 1 通知カードの住所、氏名等記載変更の手続き

通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用するためには、通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致している必要があります。  
一致していないとマイナンバーを証明する書類として使用できませんのでご注意ください。

### ○通知カード廃止後のマイナンバー確認方法(通知カードもマイナンバーカードもお持ちでない場合)

- ・ マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を町民課窓口にてご請求ください。なお、1通 300 円の手数料がかかります。
- ・ マイナンバーカードの申請  
初回交付に限り、無料で作成することができます。作成までに約1カ月から2カ月ほどかかりますのでご注意ください。  
マイナンバーカードの申請については、町民課にお問合せいただくか、吉田町ホームページをご覧ください。→[マイナンバーカードの申請方法](#)  
※出生等により初めてマイナンバーが付番される方には、マイナンバーを「個人番号通知書」で通知します。



問い合わせ先：町民課 住民窓口部門 TEL 33-2101